

岐阜市民病院レストラン運営事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

岐阜市民病院（以下「病院」という。）では、来院者と病院職員が利用しやすく魅力あるレストラン及び職員食堂（以下「レストラン」という。）とするため、安定した経営と質の高いサービスの提供が可能な事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

2 レストラン・職員食堂の概要

- (1) 所 在 岐阜市鹿島町7丁目1番地 岐阜市民病院 西診療棟11階
- (2) 貸付面積 厨房諸室 104.67 m²
※厨房に併設する客席部分については、貸付物件に含めません。
- (3) 座席数 レストラン 約50席（面積126.61 m²）
職員食堂 約70席（面積103.29 m²）

3 業務内容

別紙「岐阜市民病院レストラン運営仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止措置を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税その他公租公課の滞納がないこと。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定の違反による行政処分を公告前3年間において、受けていないこと。
- (6) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属するものでないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

- 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業を営む者でないこと。
- (9) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17条第1号イに規定する食品衛生責任者になることができる資格を有する者を配置できること。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当しないこと。
- (11) 他の応募事業者と以下の関係にある者でないこと。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する場合をいう。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。
- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する場合をいう。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が継続中の会社である場合を除く。
- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる関係
- 上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 事業者選定に係る日程（予定）

項目	スケジュール
(1) 募集の公告	令和6年2月14日（水）
(2) 質問受付	令和6年2月14日（水）から 令和6年2月28日（水）まで
(3) 質問回答（予定）	令和6年3月5日（火）
(4) 必要書類の提出期限	令和6年3月12日（火）
(5) 審査及び決定	令和6年3月下旬～4月上旬
(6) 審査結果通知	令和6年3月下旬～4月上旬

※日程については、都合上変更する場合がある。

6 参加手続き等

(1) 公募関係資料の入手方法

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記に示す参加表明書等提出書

類を提出すること。

※参加表明書等の必要書類は、岐阜市民病院ホームページからダウンロードすること。

(2) 質問書の受付

本募集に関する質問は、全て質問書によるものとします。

受付期間	令和6年2月14日（水）から令和6年2月28日（水）16時まで
提出方法	電子メールにより、病院施設課あてに送信してください。 E-mail: byoin-shisetsu@city.gifu.gifu.jp
提出様式	質問書（様式第3号）
回答方法	提出された質問に対する回答は、質問者の名前を伏せたうえで、岐阜市民病院ホームページに公開する。事業者選定に公平性を保てない場合は、質問に回答しないことがある。なお、質問に対する回答は実施要領の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明書

本募集に参加を希望する者は、次の書類を提出してください。

※ 本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意）を提出期限までに持参すること。

提出期限	令和6年3月12日（火）17時まで
提出先	〒500-8513 岐阜市鹿島町7丁目1番地 岐阜市民病院 事務局 病院施設課 管理係
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）とする。 郵送による場合は、提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は、9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に持参すること。
提出書類	① 岐阜市民病院レストラン運営事業者選定に係る参加表明書（別紙「様式第1号」） ② 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（別紙「様式第2号」） ③ 【法人の場合】記載事項証明書又は登記簿謄本（履歴事項全部証明書3か月以内のもの） 【法人以外の団体の場合】規約その他これに類するもの、役員及び構成員の名簿 ④ 各市町村にて発行する納税証明書（直近3か年分。法人の場合）

	<p>合は法人住民税及び事業税、法人以外の団体の場合は構成員全員の住民税に関するもの) 又は未納の税額がないことの証明</p> <p>⑤ 財務諸表決算書（貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの）（直近の2期分）</p> <p>⑥ 企画提案書</p> <p>⑦ レストラン等の営業に関し、許可を受けていることを証するもの（写し）</p> <p>⑧ レストラン等の営業に関し、営業の実績を証するもの（写し）</p> <p>※⑥については原本1部複写7部を提出、それ以外の提出書類は、1部ずつ提出すること。</p>
--	--

7 企画提案書の内容について

(1) 会社概要

- ・会社の概要（商号又は名称、所在地、代表者名簿）、経営方針及び財務諸表等に基づく経営状況を簡潔かつ具体的に示すこと。
- ・病院及び官公庁、会社等でのレストラン又は食堂の運営実績（総件数及び実績を3件まで記載）

(2) 貸付料

- ・貸付料は、月額最低貸付料を参考に事業者が提案すること。
- ・月額最低貸付料：74,460円（税別）

(3) 営業方式

- ・コンセプト及び運営方針について具体的かつ簡潔の提案すること。
- ・営業日及び営業時間は別紙「仕様書」を参考に事業者が提案すること。
- ・提供方法（オールサービス、セルフサービス、テイクアウトなど）を示すこと。

(4) レストラン運営に係る収支計画書

- ・集客見込み、客単価、1日の売上、3年間の売上及び収支等について計画し、提案すること。

(5) 提供メニュー及び価格

- ・提供メニュー（盛付写真を掲載すること。）
- ・販売価格、調理時間（注文から提供に至る概ねの時間。）

(6) 衛生管理体制、危機管理体制

- ・安心・安全な商品等を提供するための取組、清掃・消毒・廃棄物の処理方法等の衛生管理体制について具体的に記載すること。
- ・事故・事件・食中毒等が発生した場合、火災等施設や第三者に損害を与えた場合の対応について、具体的に記載すること。
- ・震災などの災害発生時の対応について記載すること。

- (7) 従業員の雇用・教育
 - ・従業員の配置計画、営業時間帯ごとの人数、業務責任者等の体制について記載すること。
 - ・従業員に対する接遇等の教育体制や苦情への対応についても記載すること。
- (8) その他アピールポイント
 - ・利用者の満足度や利便性の向上につながる特徴的な取り組みなど、出店にあたりアピールできるポイントを具体的に記載すること。

8 書類提出についての留意点

- (1) 用紙の大きさはA4版とする。ただし、図表などについては、A3版の用紙をA4版サイズに折り込むことも可とする。
- (2) 提出期間終了後は、提出された書類の内容について変更は原則認めない。ただし、誤字、脱字、数字の計算誤り等の軽微な変更については認めるものとする。
- (3) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。
- (4) 企画提案書は、1者につき1提案とする。なお、評価の公平性を保つため、企画提案書には、事業者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を記載しないこと。
- (5) 企画提案書にはパンフレットや絵、図面を必要に応じて添付すること。なお、添付書類は、必要最小限にすること。
- (6) 提出書類は返却しない。また、企画提案書や必要書類の作成・提出等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外は使用しないが、必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提出された書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき公開する場合がある。

9 審査方法

病院が設置する「岐阜市民病院レストラン運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、選定委員会で企画提案書、プレゼンテーションの内容を総合的に審査する。

(1) 一次審査

参加表明書等の書類を不備なく提出した応募者を対象に書類審査を行い、二次審査に進む応募者を5者程度選定する。

評価は、(3)の評価項目一覧に基づき算定した評価点の合計値により行う。

※応募が5者を超えない場合は、二次審査のみを実施する。

(2) 二次審査

一次審査の通過者を対象に、プレゼンテーション審査等を行い、評価の最上位者を最優秀者として特定する。

評価は、(3)の評価項目一覧を再評価し、評価点の合計値により行う。

プレゼンテーション審査の日時、場所、留意事項等は、応募者に別途ご連絡します。

(3) 審査項目について

「岐阜市民病院レストラン運営事業者選定」に係る評価項目一覧表に基づき、各評価項目の点数を算出し、その合計を内容点とする。最高点は180点とする。

<評価項目一覧>

評価項目	評価事項	配点	
経営点	会社の経営状況	20	30
	病院及び官公庁、会社等でのレストラン又は食堂の運営実績	10	
金額点	貸付料	30	30
内容点	営業方式（コンセプト及び運営方針等）	40	110
	レストラン運営に対する収支計画	20	
	提供メニュー及び価格（定食、飲食物等）	30	
	衛生管理体制、危機管理体制	10	
	従業員の雇用・教育	10	
提案加点	その他アピールポイント	10	10
合 計			180

10 審査結果の通知

審査結果は、後日参加者全員に対し評価項目ごとの点数及び合計点を文書にて通知するとともに岐阜市民病院ホームページにおいて公表する。また、結果に対する異議は受け入れない。

11 留意事項等

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 候補者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等によりレストランの運営の履行が困難であると病院が判断したとき。

- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと病院が判断したとき。
- (5) 事業者が応募資格に適合しなくなったとき。

12 候補者との協議

9により最優秀者として特定された者（以下候補者）と病院は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は、この求めに対しては協議に応じなければならない。なお、協議が不調のときは、9より順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

13 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 応募者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (4) 応募者のいずれもが選定委員会が求める各委員の最低評価点（70点）に達していない場合は、最優秀者を決定しない。この点数は、経営点と内容点の合計により評価する。
- (5) 本プロポーザルの相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、厨房諸室の貸付や仕様書等の契約内容を病院と協議した上で決定するものであり、業者の特定をもって、提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また相手方を決定するものではない。
- (6) 希望者には、現場見学会を開催しますので、令和6年2月22日（木）までに下記までお問い合わせください。

14 お問い合わせ先

〒500-8513

岐阜市鹿島町7丁目1番地

岐阜市民病院 事務局 病院施設課 管理係

電話：(058) 251-5686

E-mail：byoin-shisetsu@city.gifu.gifu.jp